平成２８年（フ）第２８９号
大分市王ノ瀬２丁目11番26号（パークコートカミノＢ101）
債務者　高田　新一（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅144棟12号
債務者　前村　康仁
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１号
宮崎県串間市大字西方5459番地イ
債務者　立本　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第９１号
宮崎県都城市下川東３丁目20号５番地
債務者　山元　智博
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第９６号
宮崎県都城市上川東３丁目７号６番地２
債務者　河田　久美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３５４号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１号（フローレス勇貴３－Ｋ号）
債務者　溝口　里美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼3124番地
債務者　海田　成恵
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目48番２号（エントピア宇宿Ⅱ　102号）
債務者　窪田　　雄
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４７号
鹿児島県奄美市名瀬平松町85番地（６－306号）
債務者　元　　太市
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県奄美市名瀬平松町85番地（６－306号）
債務者　元　小百合
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第９６号
鹿児島県姶良市西宮島町６番地６
債務者　地福美寿惠
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
鹿児島県霧島市隼人町住吉186番地、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町姫城３丁目31番地　プレミール姫城102
債務者　平　　桂子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原497番地の４　２Ｆ
債務者　城間　　貢
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５号
沖縄県石垣市字新川2423番地60　野国アパート103号
債務者　粟国冨美子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第１０１１号
千葉市稲毛区山王町76番地31
債務者　若菜　広美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３０号
千葉県船橋市前原西１丁目７番10―104号
債務者　篤　　秀幸
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３２号
千葉県船橋市山手２丁目10番３－３号
債務者　古川　祐理
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係